

令和6年第3回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和6年9月2日（月曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	境野隆文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第5 報告第6号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第6 監査委員報告

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第37号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第9号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第38号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第39号 嘉島町町道の路線認定について
- 4 議案第40号 令和5年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 5 議案第41号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 6 議案第42号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）
- 7 議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第44号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第45号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第46号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第47号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 12 認定第1号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 13 認定第2号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 14 認定第3号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 15 認定第4号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 16 認定第5号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 17 認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 18 認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。令和6年第3回嘉島町議会定例会に全議員さんにご出席をいただきましてありがとうございます。今年は梅雨明け以降、ほぼ毎日のように、熱中症アラートが発令され、35度以上の猛暑日の記録を各地で観測史上最長を更新しました。特に、7月の気温は気象庁に記録が残る126年間で最も暑かったと発表されました。9月もまだまだ暑い日が続くと予想されておりますので、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。また、先日の台風10号は非常に迷走し、震度予想も毎日のように変わり、最終的には本県にとっては最悪のコースをたどりましたが、思ったより影響がなかったことで少しは安心をしましたが、被害を受けられた方々には御見舞を申し上げたいと思います。それでは、ただいまから第3回定例会を開会したいと思います。ただいまの出席人数は11人です。定足数に達しておりますので、令和6年第3回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田義雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、8番 増岡 司議員、9番 川野 伸一議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 会期の決定

○議長（森田義雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月6日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議長報告

○議長（森田義雄君） 日程第3 議長報告となっております。

議長、一部事務組合議会、上益城広域連合議会の概要については、それぞれの所属議員から報告書が提出されています。なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照くださるようお願いを申し上げます。6月定例会以降、議長宛に提出されました陳情書について、別紙一覧表のとおりです。6月から8月までの、例月現金出納検査結果については、監査委員から報告書が提出されています。

以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第4 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。

報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について報告します。表中、左から順に説明します。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字にならず、比率は生じませんでした。実質公債費比率は10.7%、将来負担比率は66.7%となりました。なお、表中の括弧書きは早期健全化基準の数値であります。また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。

令和6年9月2日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第1号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 報告第6号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（森田義雄君） 日程第5 報告第6号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第6号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について報告します。

表中の特別会計名は簡易水道事業及び下水道事業ですが、いずれの事業においても資金不足にはならなかったため、資金不足比率は生じませんでした。なお、表中の括弧書きは経営健全化基準の数値であります。また、監査委員の審査意見書は添付のとおりであります。

令和6年9月2日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（森田義雄君） 以上で、報告第6号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 監査委員報告

○議長（森田義雄君） 日程第6 監査員報告となっております。令和5年度の会計検査結果について監査委員の報告を求めます。

○代表監査委員（蜂屋誠君） 議長。

○議長（森田義雄君） 蜂屋代表監査委員。

○代表監査委員（蜂屋誠君） おはようございます。日程に従いまして、令和5年度の決算審査につきましてご報告いたします。審査結果を報告する前に、提出資料の一部に誤りがありましたので、お手元に配付しております正誤表にて訂正をお願いいたします。それでは令和5年度の決算審査についてご報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計において、地方自治法第233条第2項、同法241条第5項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、町長から審査に付されました、令和5年度嘉島町一般会計と特別会計の決算審査について審査を実施いたしました。

その結果を地方自治法第233条第3項の規定により、町長に対し意見書を提出しましたのでご報告いたします。審査は、令和5年度嘉島町一般会計及び国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算審査を、7月22日から8月15日までにわたり実施いたしました。

地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者は決算を調整し出納閉鎖後3箇月以内に町長に提出することになっておりますが、本年の7月20日に証書類、その他政令で定める書類と合せて提出されていることを先ず確認いたしました。審査にあたりましては、嘉島町監査委員監査規程及び監査基準に基づき実施致しました。

審査の着眼点としまして、「収入支出が合法的に行われているか」「議決された予算の執行が的確に行われているか」「財政運営は総合的にみて適正であるか」などに重点を置き、計数の確認、予算の執行状況、事務事業の実施状況とその成果について、各会計の歳入歳出予算書と各課、室等の歳入調定簿、予算差引簿、並びに提出資料等を詳細に照合調査の結果、計数に誤りはなく、証書類、諸帳簿、関係書類等の整理保存の処理も適切であり、全会計ともに収入・支出は合法的に行われていることを確認しました。

次に、令和5年度嘉島町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は何れもその数値は正確であり、様式も地方自治法施行令の定めにより作成されており適正であります。一般会計におきまして、歳入に対する歳出の執行率は、97.49%となっております。

また、特別会計の執行率は、国民健康保険特別会計で97.66%、介護保険特別会計が89.04%、後期高齢者医療特別会計96.34%、住宅新築資金等貸付特別会計は0%であります。従いまして、令和5年度の各会計の予算の目的は、達成されたものと認めます。

次に、地方自治法第241条の規定による基金であります。特定の目的基金は一般会計においては10件の基金が、特別会計では国民健康保険特別会計と介護保険特別会計で、1件ずつの基金が設置され、それぞれが目的に副って、適正かつ効率的に運用されております。

一般会計において、令和5年度は、財政調整基金で1億5,184万1,844円が積み立てられたので年度末現在高は18億9,076万7,121円となっております。また、減債基金は6,000万2,571円が積み立てられたので、年度末現在高は、1億8,850万7,816円、公共施設等整備基金は1億7,000万1,291円が積み立てられたので、年度末現在高は2億8,445万4,194円、ふるさと応援寄附基金は4億1,102万9,317円が積み立てられ、2億8,258万963円が

取り崩されたので、年度末現在高は5億2,680万9,586円、平成28年熊本地震復興基金は7,311万7,971円が積み立てられ、13万2,000円が取り崩されたので年度末現在高は1億589万3,542円となっております。

森林環境譲与税基金は、令和2年度に全額が取り崩されておりますので、年度末現在高は0円となっております。

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金は、預金利息92円が積み立てられましたが、428万1,248円の全額を取り崩したので、年度末現在高は0円となっております。

まち・ひと・しごと創生推進基金は、130万4円が積み立てられ、30万円が取り崩されておりますので、年度末現在高は130万24円となっております。

中山間ふるさと水と土保全基金と地域福祉基金については、預金利息は一般会計へ参入されますので、中山間ふるさと水と土保全基金の年度末現在高は、令和4年度と同額の1,000万円、地域福祉基金は同じく1億1,440万円となっております。

特別会計では、国民健康保険特別会計の国民健康保険療養給付費等基金について取り崩しはなく、預金利息の3,000円が積み立てられているため、年度末現在高は1億5,001万3,068円となっております。

介護保険特別会計の介護給付費準備基金については預金利息の4,847円が積み立てられ、4,000万円が取り崩されたので年度末現在高は1億6,273万778円となっております。

なお、各基金の証書は、安全で確実なる方法により管理、保管されていることを確認いたしました。

次に公営企業事業会計の簡易水道事業と下水道事業についてご報告いたします。

地方公営企業法第30条第1項の規定によって、管理者は決算を調整し、事業終了後2か月以内に町長に提出することになっていますが、決算に関する証書類が5月27日に両会計ともに提出されていたことを確認いたしました。

また、両会計共に決算審査に付されました報告書並びに計算書等は、関係法令に準拠して作成されており事業の経営実績及び年度末現在の財政状況は適正で、関係帳簿、その他証書類等を照合した結果、係数は正しく、予算の執行及び関連する事務は、適正かつ効率的に執行されており、所期の目的は達成されていると認めました。

それぞれの事業会計の審査結果についてですが、最初に令和3年度から公営企業会計となった簡易水道事業では、令和3年10月に給水可能状態となり、翌年の4月から水道の使用が開始されております。

令和6年3月末時点での配水管布設の進捗状況は、計画に対して17.12%で、年度末現在の給水戸数は91戸となっております。

令和5年度の決算で収益が5,235万6,288円、費用が4,956万2,357円で、差引279万3,871円の利益を生じています。

次に令和5年度から公営企業会計となりました下水道事業では、年度末現在の下水道の整備済面積は274.1ha、下水道接続人口は6,611人で、下水道普及率は78.0%となっております。

令和5年度の決算で収益額が4億4,902万5,178円、費用額が3億6,974万9,107円で、差引額7,927万6,071円の利益を生じています。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、また、令和5年度決算に基づく嘉島町簡易水道事業会計及び嘉島町下水道事業会計の資金不足比率についての審査を実施しました。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、町長に対し意見書を提出しましたので、ご報告いたします。

令和5年度決算に基づく、健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、早期健全化基準であります15%に対して、赤字比率の数値は出ず黒字であり、また、連結実質赤字比率につきましても、早期健全化基準の20%に対して、赤字比率の数値は出ず黒字であります。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%に対して、10.7%であります。また、将来負担比率については、早期健全化基準の350%に対して66.7%となっております。

令和5年度の決算におきましては、早期健全化基準をそれぞれ下廻った比率であり問題はありません。

また、嘉島町簡易水道事業会計並びに嘉島町下水道事業会計の資金不足比率につきましては、資金不足比率が経営健全化基準の20%に対して、両会計とも決算において実質収支額が黒字で問題はなく、提出された書類はいずれも適正に作成されていたことを認めました。

以上で、令和5年度嘉島町一般会計決算と特別会計決算並びに公営企業会計、公営企業事業会計決算についての概要報告を終わりますが、詳細につきましてはお手元に配付しております決算審査結果報告書をご

覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森田義雄君） 以上で、監査委員報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

○議長（森田義雄君） 日程第7 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

議案第37号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第9号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）

議案第38号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 嘉島町町道の路線認定について

議案第40号 令和5年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

議案第41号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第42号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）

議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算

認定第2号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算

認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算

以上の18件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 改めまして、おはようございます。本日は9月定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございました。台風10号は嘉島町にも非常に強い勢力で上陸する恐れがあると予報されましたので、28日の17時に高齢者等避難を発令しました。町民会館には避難所を開設しまして、福祉課職員4名を配置し、夜間も対応いたしました。翌29日には、大雨や暴風に嚴重な警戒が必要であるとのことで午前8時に避難指示を発令しました。町民会館に福祉課を中心に各課から応援で10名配置して、夜間も対応しました。避難所には多い時は40世帯60名の皆様が避難されました。30日には暴風がおさまりましたので、9時には全員帰宅されました。その後、12時に避難指示を解除しました。台風10号の被害を大変心配おりましたが、嘉島町はまだはっきりはわかりませんが、ほとんど被害がないようで安堵しているところでございます。

また、民間企業の町の住み心地ランキングでは嘉島町は熊本市に隣接しているベッドタウンとして発展、町には大型ショッピングモールをはじめ、商業施設や病院、水資源に恵まれていることで1位でした。これも議員の皆様をはじめ、町民の皆様のおかげだと感謝しています。ちなみに、2位は菊陽。3位は合志市でした。

それでは6月以降の町政報告をいたします。

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税につきましては、令和6年度税制改正により、6月より定額減税を実施しております。また、所得税・住民税において減税額が定額減税可能額に満たない場合は、調整給付金を支給いたします。2,194名の支給対象の方には7月29日に通知を発送し、現在、振込口座の確認が出来ている2,040名の方へ、8月30日までに9,820万円振り込みました。

残りの対象者の方には、振込先が確認出来次第、順次振込を行なってまいります。

令和6年度算定分物価高騰対応重点支援交付金（非課税世帯分）については、物価高による負担増を踏ま

え、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり10万円の支給を実施します。初回振込を8月30日に行い、69世帯に対し690万円を振り込みました。

なお、振込先など不明な方には、情報がわかり次第、順次振込を行なってまいります。

令和6年度算定分物価高騰対応重点支援交付金（均等割のみ課税世帯分）については、物価高による負担を踏まえ、住民税非課税世帯に該当しないものの、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方等を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。初回振込を8月30日に行い、62世帯に対し620万円を振り込みました。

なお、振込先など不明な方には、情報が分かり次第、順次振込を行なってまいります。

令和6年度算定分物価高騰対応重点支援交付金（非課税及び均等割のみ課税世帯への加算分）については、物価高による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して、その世帯員である18歳以下の児童1人あたり5万円を加算支給します。初回振込を8月30日に行い、52名分の260万円を振り込みました。

なお、振込先など不明な方には、情報が分かり次第、順次振込を行なってまいります。

学校施設の工事についてでございます。中学校校舎改修他工事につきましては、6月議会にて承認いただき、現在着手しております。

また、東小学校校舎増築他工事、中学校及び西小学校エレベーター棟増築工事については、2学期から本格的に着手しております。学校施設関連工事については、児童生徒の安全面を最優先に考慮し、学校運営（授業等）への影響が最小限になるよう努めてまいります。

町民体育館屋根改修工事についてでございます。老朽化と熊本地震等の影響により雨漏りが発生しており、嘉島町民体育館のA・Bコートについて、本定例会の一般会計補正予算（案）に改修工事費を計上させていただいております。施工にあたっては、体育館利用者にご迷惑が掛からないように、また、施工費用を抑えるために、既存の屋根を覆うような形で、新たな屋根を設置する方法での施工を予定しております。

町道上島下六嘉線改良工事につきましては、通学路交通安全プログラムにおいて、“危険・要注意箇所”であるため歩道の設置を計画しております。工事区間は嘉島中学校の北側に位置し、東西に延びる道路で、嘉島中学校北側交差点付近より嘉島東小学校西側までの区間で、朝夕は特に登下校する生徒が多い路線となります。自動車の交通量も多いため、道路を拡幅して歩道設置を進めてまいります。本年度は測量設計及び一部の用地買収を予定しております。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗については、次期工区であります1-1工区南側の地権者等の皆様への個別説明会がほぼ完了しております。個別説明会が終わり次第、法定手続きを進め、年明けを目標に1-1工区南側の造成工事を準備してまいります。

また、1-1工区南側の進捗と並行して、1-1工区の北側と2工区の換地設計を順次進めてまいります。

上益城郡消防操法大会の開催については、7月27日（土）山都町のそよ風パークで開かれ、小型ポンプの部に町代表として井寺と西村の消防団が出場しました。井寺消防団が優勝し、大会2連覇を果たされました。井寺消防団は、8月25日八代市で行われた県大会へ郡代表として出場し、3位までの入賞はかないませんでした。

水の郷まつりの開催については、8月3日（土）にイオンモール熊本南側駐車場を会場として開催しました。

大変暑い中での開催となりましたが、多くの方に来場いただき、歌や音楽などのステージイベント、露天の賑わい、最後には夜空に打ち上げられた約2万5百発の花火を楽しんでいただきました。

第74回上益城郡民体育祭については、2年ぶりの開催となりました。第74回上益城郡民体育祭が7月13～14日を中心に、嘉島町を主会場として開催されました。

嘉島町からは10競技12種目にエントリーし、水泳競技が団体優勝されました。

令和5年度決算につきましては、実質収支で4千5百万円の黒字となりました。また、財政調整基金は、取り崩すことなく、1億5千万円余を積み立てることができましたので、令和5年度末残高は18億9千万円となっております。

歳出決算額は、前年度比7億円の減となっており、主な要因は性質別経費でみると、投資的経費が大幅に減少したことが挙げられます。

歳入決算額は、前年度比8億円の減でしたが、これは投資的経費の減に呼応するかたちで国庫支出金、町債が減少したことによるものです。

今年度以降につきましては、学校教育施設の整備、東部台地土地区画整理事業など、普通建設事業費が

増加することで非常に厳しい財政運営が予想されます。事業の峻別による優先度の高いものへの取組みや経費の縮減など健全な財政運営に取り組んでまいります。

決算の詳細につきましては、後ほど報告させていただきます。

それでは、提案理由の説明いたします。

○議案第37号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第9号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年8月2日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第38号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証が交付されなくなることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第39号 嘉島町町道の路線認定について

町道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第40号 令和5年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

利益剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第41号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

○議案第42号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,950万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,548万9千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,716万1千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第44号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94万6千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第45号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,687万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,550万4千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第46号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ544万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,481万3千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第47号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益に261万4千円追加し、総額を4億7,746万1千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用を802万5千円減額、第2項 営業外費用に125万6千円追加し、総額を4億4,520万2千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第2項 企業債を4,100万円、第4項 国庫補助金を4,840万4千円減額し、総額を4億2,850万4千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を9,717万6千円減額し、総額を6億110万円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わりますが、

○認定第1号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算

○認定第2号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○認定第3号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算

○認定第4号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算

○認定第5号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、5件の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。また、同条第5項の規定による主な施策の成果につきましては、各会計ごとに事業成果調書を作成し、お手元に配布のとおりであります。

詳細につきましては、会計管理者に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算

○認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算

以上、2件の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、企業出納員に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○会計管理者（増永貴士君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増永会計管理者。

○会計管理者（増永貴士君） おはようございます。会計管理者の増永です。令和5年度の決算につきまして、ご説明申し上げます。

認定第1号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページから2ページが歳入の一覧です。費目の区分は、款、項までの記載となっております。2ページに歳入の合計額がありますので、ご覧願います。

予算現額が74億3,898万9,000円。調定額が68億6,341万9,231円。収入済額が68億4,100万4,409円。不納欠損額が40万7,504円。収入未済額が2,200万7,318円。

予算現額と収入済額との比較がマイナスの5億9,798万4,591円となりました。

3ページと4ページが歳出です。4ページに歳出の合計額がありますので、ご覧願います。

予算現額が74億3,898万9,000円。支出済額が66億6,935万3,376円。翌年度繰越額が2億7,712万7,000円。不用額が4億9,250万8,624円。

予算現額と支出済額との比較が7億6,963万5,624円となりました。

歳入歳出差引残額は1億7,165万1,033円でございます。

うち基金繰入額はありません。

令和6年9月2日提出 町長名でございます。

歳入歳出の詳細につきましては、5ページから62ページまでの「歳入歳出決算 事項別明細書」をご参照いただきますよう願います。こちらは、費目の区分を款、項、目、節まで記載しております。また、備考欄に内訳を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

63ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が68億4,100万4,409円。歳出総額が66億6,935万3,376円。

歳入歳出差引額は1億7,165万1,033円となり、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越が1億2,597万6,000円ありますので、実質収支額は4,567万5,033円となりました。

実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入はしておりません。

次のページをお願いします。財産に関する調書です。公有財産の土地および建物の総括表となっております。

令和5年度末現在、町が所有します土地と建物はこのような状況でございます。

下段の合計欄をご覧ください。

左から、土地でございます。4年度末現在高 41万3549.21㎡。5年度中増減高 5977.45㎡。5年度末現在高 41万9526.66㎡。

建物につきましては、木造の建物が4年度末現在高 6,124.77㎡。5年度中増減高はありません。5年度末現在高 6,124.77㎡。

非木造の建物が4年度末現在高 3万8,629.57㎡。5年度中増減高はありません。5年度末現在高 3万8629.57㎡。

建物の合計は、延面積で4年度末現在高 4万4,754.34㎡。5年度中増減高はありません。5年度末現在高 4万4,754.34㎡でございます。

65ページは、「行政財産」です。05年度中に増減がありました物件について、ご説明いたします。

土地については、5,977.45㎡の増があります。これは、町公園用地取得が主な要因です。

次に木造・非木造の建物に関しましては、5年度中に増減はありませんでした。

行政財産の5年度末現在高は、土地が40万8,209.33㎡、建物が延面積で4万4,496.88㎡となっております。

66ページが「普通財産」です。土地、建物いずれも増減はありませんでした。

普通財産の5年度末現在高につきましては、土地が1万1,317.33㎡、建物が257.46㎡となっております。

次のページをお願いいたします。

公有財産の「出資による権利」でございます。出資金、出捐金、拠出金をあわせて14件保有しております。

4年度末現在高は2,527万9,000円です。年度中に嘉島町簡易水道事業へ429万3,000円、嘉島町下水道事業へ2,360万円出資しましたので5年度末現在高は5,317万2,000円となります。

こちらは、区分ごとに4年度末現在高、5年度中増減高5年度末現在高を記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。財産に関しますところの「物品」です。

嘉島町財務規則第100条の規定に基づきまして、1件の取得価格が50万円以上のものおよび車両を掲載しております。

それでは、5年度中に増減がありました、主なものについて、ご説明します。

No.3の「書棚」2増は、会議用机購入によるものです。No.5の「軽自動車」No.6の「普通自動車」1増は、町公用車の買い替えによるものです。No.47の「校務用サーバ」1増は、嘉島西小学校設備購入によるものです。No.48の「トレイ用消毒保管機」1増は、西小学校感染症対策に対応したものです。

合計で、4年度末現在高が209点、5年度中の増が6点、減が0点ですので、5年度末現在高は215点となります。

次のページをお願いいたします。財産に関しますところの「基金」です。

1の「財政調整基金」は、4年度末現在高が、17億3,891万8,868円。5年度中に1億5,184万1,844円増えたので、5年度末現在高は、18億9,076万712円です。

内訳は、預金利息が1万5,844円、積立が1億5,182万6,000円となっております。

2の「減債基金」は、4年度末現在高が、1億2,850万5,245円。5年度中に、6,000万2,571円増となりましたので、5年度末現在高は、1億8,850万7,816円です。

内訳は、預金利息が2,571円、積立が6,000万円となっております。

3の「中山間ふるさと水と土保全基金」は、積立額1,000万円に変動はありません。この基金は運用目的の基金ですので、預金利息の200円は積立をせずに、一般会計へ繰入れしております。

4の「地域福祉基金」は、積立額1億1,440万円に変動はありません。この基金も運用目的の基金でございますので、預金利息は積立をせずに、一般会計へ繰り入れております。

5の「公共施設等 整備基金」は、4年度末現在高が、1億1,445万2,903円。5年度中に1億7,000万1,291円増となりましたので5年度末現在高は、2億8,445万4,194円となります。

内訳は、預金利息1,291円、積立が1億7,000万円です。

6の「ふるさと応援 寄附基金」は、4年度末現在高が、3億9,836万1,232円。5年度中に、1億2,844万8,354円増となりましたので、5年度末現在高は、5億2,680万9,586円となります。

内訳は、預金利息が8,229円、積立が、4億1,102万1,088円、取り崩しが2億8,258万963円となっております。

7の「平成28年熊本地震復興基金」は、4年度末現在高が3,290万7,571円。5年度中に7,298万5,971円増となりましたので、5年度末現在高は、1億589万3,542円となっております。

内訳は、預金利息が141円、積立が、7,311万7,830円、取り崩しが13万2,000円です。

8の「森林環境 譲与税基金」は、5年度末現在積立はありません。

9の「新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金」は、4年度末現在高は428万1,156円です。5年度中に428万1,156円減りましたので、5年度末現在積立はありません。

内訳は、預金利息が92円、取り崩しが428万1,248円です。

10の「まち・ひと・しごと創生推進基金」は、4年度末現在高は30万20円です。5年度中に100万4円増となりましたので、5年度末現在高は、130万24円となります。

内訳は、預金利息が4円、積立が130万円、取り崩しが30万円です。

基金合計、4年度末現在高 25億4,212万6,995円。5年度中増減高は、5億7,999万8,879円の増。5年度末現在高は、31億2,212万5,874円となりました。

以上で、一般会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

つづきまして、認定第2号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。

予算現額 11億1,012万円。調定額 10億8,205万4,336円。収入済額 10億6,080万2,247円。不納欠損額 18万7,840円。収入未済額 2,106万4,249円。

予算現額と収入済額との比較、マイナス4,931万7,753円となりました。

次に2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。

予算現額 11億1,012万円。支出済額 10億3,593万3,742円。翌年度繰越額はありせん。不用額 7,418万6,258円。

予算現額と支出済額との比較、7,418万6,258円となりました。

歳入歳出差引残額 2,486万8,505円。うち基金繰入額はありせん。

令和6年9月2日提出 町長名でございます。

3ページから9ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

10ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。

歳入総額が10億6,080万2,247円。歳出総額が10億3,593万3,742円。歳入歳出差引額は2,486万8,505円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありせんでしたので、実質収支額も2,486万8,505円です。

標記の基金繰入はしてありません。

次のページをお願いいたします。財産に関する調書です。

国民健康保険 療養給付費等基金 4年度末現在高1億5,001万68円。5年度中に3,000円増えましたので、5年度末現在高は、1億5,001万3,068円となっております。

内訳は、預金利息が3,000円の増です。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

つづきまして、認定第3号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページが歳入でございます。歳入合計をご覧ください。

予算現額 64万円。調定額 7,983万101円。収入済額 84万6,572円。不納欠損額 0円。収入未済額 7,898万3,529円。

予算現額と収入済額との比較、20万6,572円となりました。

2ページが歳出でございます。歳出合計をご覧ください。

予算現額 64万円。支出済額 0円。翌年度繰越額 0円。不用額 64万円。

予算現額と支出済額との比較、64万円となりました。

歳入歳出差引残額 84万6,572円。うち基金繰入額 0円。

令和6年9月2日提出 町長名でございます。

3ページと4ページは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

5ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。

歳入総額が84万6,572円。歳出総額が0円。歳入歳出差引額は84万6,572円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も84万6,572円となります。

標記の基金繰入はしていません。

以上で、住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

つづきまして、認定第4号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。

予算現額 9億7,514万円。調定額 9億4,994万4,482円。収入済額 9億4,925万1,308円。不納欠損額 1万2,120円。収入未済額 68万1,054円。

予算現額と収入済額との比較、マイナス2,588万8,692円となりました。

2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。

予算現額 9億7,514万円。支出済額 8億4,517万3,441円。翌年度繰越額 0円。不用額 1億2,996万6,559円。

予算現額と支出済額との比較、1億2,996万6,559円となりました。

歳入歳出差引残額 1億407万7,867円。うち基金繰入額 0円。

令和6年9月2日提出 町長名でございます。

3ページから10ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

11ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。

歳入総額が9億4,925万1,308円。歳出総額が8億4,517万3,441円。歳入歳出差引額は1億407万7,867円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も1億407万7,867円です。

標記の基金繰入はしていません。

次のページをお願いいたします。財産に関する調書です。

介護給付費準備基金 4年度末現在高が、2億272万5,931円。5年度中増減高が、3,999万5,153円減少ですので、5年度末現在高は、1億6,273万778円になっております。

内訳は、預金利息4,847円。積み立て0円。取り崩し4,000万円です。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

つづきまして、認定第5号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページが歳入です。歳入合計をご覧ください。

予算現額 1億6,125万4,000円。調定額 1億5,726万732円。収入済額 1億5,719万2,782円。不納欠損額 1,200円。収入未済額 6万6,750円。

予算現額と収入済額との比較、マイナス406万1,218円となりました。

2ページが歳出です。歳出合計をご覧ください。

予算現額 1億6,125万4,000円。支出済額 1億5,144万6,503円。翌年度繰越額 0円。不用額 980万7,497円。

予算現額と支出済額との比較、980万7,497円となりました。

歳入歳出差引残額 574万6,279円。うち基金繰入額 0円。

令和6年9月2日提出 町長名でございます。

3ページから6ページまでは、事項別明細書です。説明は割愛させていただきます。

7ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。

歳入総額が1億5,719万2,782円。歳出総額が1億5,144万6,503円。歳入歳出差引額は574万6,279円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も574万6,279円です。

標記の基金繰入はしておりません。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、令和5年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。認定いただきますようご審議のほどよろしくお願いいたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 企業会計出納委員橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。簡易水道事業会計は公営企業会計でございますので、決算報告は企業会計出納員を務めております建設課長であります、私が説明させていただきます。

それではお手元でございます認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算書をご覧ください。

まず、1ページ目でございます。収益的収入及び支出となります。費目の区分は款、項までの記載となっております。

この収益的収入及び支出とは、経営活動に伴って生じる収益収入と費用支出のことを表します。

まず上段の表の収入第1款水道事業収益でございます。

当初予算額は5,324万3,000円。補正予算額が55万4,000円。

地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額は0円。

これらを合算した予算額の合計は5,379万7,000円となります。

決算額は5,326万8,218円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はマイナス52万8,782円となりました。

続きまして、下段の表の支出「第1款 水道事業費用」でございます。

当初予算額 5,244万3,000円。補正予算額 135万4,000円。予備費支出額 流用増減額 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額及び地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は0円となります。

これらを合算した予算額の合計は5,379万7,000円となります。

決算額は5,085万2,375円となりますので、294万4,625円が不用額となりました。

続きまして2ページをご覧ください。資本的収入及び支出となります。

この資本的収入及び支出とは、施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出との財源となる収入のことを表します。

まず上段の表の収入「第1款 資本的収入」でございます。

当初予算額は1,902万4,000円。補正予算額がマイナス980万円。地方公営企業法第26条の規定による繰越額にかかる財源充当額は0円。

これらを合算した予算額の合計は922万4,000円となります。

決算額は728万1,000円となりますので予算額と比べた決算額の増減はマイナス194万3,000円となりました。

次に下段の表の支出における「第1款 資本的支出」でございます。

当初予算額 2,157万9,000円。補正予算額 マイナス100万円。予備費支出額 流用増減額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額及び継続費通次繰越額は0円。

これらを合算した予算額の合計は2,057万9,000円となります。

これに対する決算額は1,457万7,583円。翌年度繰越額のうち地方公営企業法第26条の規定による繰越額は583万円となりましたので、17万1,417円が不用額となりました。

ただいま説明いたしました、資本的収入及び支出について1点の補足説明でございます。

資本的収入決算額 728万1,000円に対して資本的支出決算額は1,457万7,583円です。これらを比較しますと、収入側において729万6,583円が不足する結果となりますが、この差額におきましては旧簡易水道事業特別会計からの引継金 40万6,671円、過年度分損益勘定留保資金 688万9,912円で補填し調整を行うこととなります。

以上で簡易水道事業会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご認定のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算の報告をさせていただきます。

認定第7号 嘉島町下水道事業会計決算書の1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出となります。

まず上段の表の収入「第1款 下水道事業収益」でございます。

当初予算額 4億5,852万7,000円。補正予算額 1,159万3,000円。

地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額は0円。

これらを合算した予算額の合計は4億7,012万円となります。

決算額は4億7,204万9,489円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はプラス192万9,489円となりました。

次に下段の表の支出「第1款 下水道事業費用」でございます。

当初予算額 4億213万2,000円。それに対しまして、補正予算額 123万5,000円。予備費支出額 流用増減額 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額及び地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額は0円。

これらを合算した予算額の合計は4億336万7,000円となります。

決算額は3億7,801万3,643円となりますので、2,535万3,357円が不用額となりました。

続きまして、2ページの資本的収入及び支出となります。

まず上段の表の収入「第1款 資本的収入」でございます。

当初予算額 4億1,985万円。補正予算額 565万円。地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額は6,078万2,000円。

これらを合算しました予算額の合計は4億8,628万2,000円となります。

決算額は3億4,955万6,000円となりますので、予算額と比べた決算額の増減はマイナス1億3,672万6,000円となりました。

続きまして下段の表の支出における「第1款 資本的支出」でございます。

当初予算額 6億1,203万6,000円となります。補正予算額 429万5,000円。地方公営企業法第26条の規定による繰越額は6,481万4,000円。

これらを合算した予算額の合計は6億8,114万5,000円となります。

これに対する決算額は5億199万7,505円となります。

翌年度繰越額は1億7,780万7,000円となりますので、134万495円が不用額となりました

資本的収入決算額 4億8,628万2,000円に対しまして、資本的支出決算額は5億199万7,505円となります。

これを比較しますと、収入側において翌年度へ繰越される支出の財源に充当する1,666万5,000円を除き、1億6,910万6,505円が不足する結果となりますが、この差額につきましては旧下水道事業特別会計からの引継金 3,669万4,335円。そして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,475万9,775円並びに当年度損益勘定留保資金1億1,505万5,520円。当年度利益剰余金 259万6,875円で補填し調整を行うこととなります。

最後に続きまして4ページの剰余金計算書となります。

この剰余金とは、資本取引から生ずる剰余金と毎事業年度の利益を源泉とする剰余金の二つのことを指します。

資本剰余金は発生の事実に基づき、適当な区分に従いまして整理します。また利益剰余金は営業活動から生じた剰余金を特定目的のために積立てます。この整理または積立てることが、議決事項となりますので、この場で発言させていただいております。

未処分利益剰余金 当年度末残高は7,927万6,071円を資本的支出不足額の補填財源として、259万6,875円減債積立金へ、7,667万9,196円積立てます。

以上で下水道事業会計 歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。議決並びにご認定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森田義雄君） 以上で議案の上提及び提案理由の説明を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。なお、明日3日及び明後日4日は議案審議のため休会。次回は5日となっております。当日は定刻までに本会議場にご参集ください。本日はこれで散会します。

なお、引き続き議員控え室において、全員協議会を開催しますのでよろしくお願い申し上げます。どうもお疲れ様でした。

散会 午前11時30分

令和6年9月3日（火曜日）
休 会

令和6年9月4日（水曜日）
休 会

令和6年第3回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和6年9月5日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	境野隆文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第37号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専議第9号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第38号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第39号 嘉島町町道の路線認定について
- 4 議案第40号 令和5年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 5 議案第41号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 6 議案第42号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）
- 7 議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第44号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第45号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第46号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第47号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和6年第3回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（森田義雄君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問については、6名の議員から通告がっております。まず1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） おはようございます。1番 春日でございます。通告により、質問をさせていただきます。また、質問のお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは第1問の質問に移させていただきます。

町長は農業政策について、農業所得の安定を掲げられており、そのためには農業競争力の強化のため地産地消の推進、農産物のブランド化を図るとされております。

本町の農業は、イチゴ・トマト・アスパラ・にら等の施設園芸と畜産及び本町の農地の大多数を占める普通作による米・麦・大豆の作付けになっており、土地利用型農業で水田利用率180%と高い数値を維持しており主食用米以外の麦・大豆は県内でも上位の産地となっており、国策である交付金の給付などにより各農家収入が維持され、出荷先も民間との契約販売やJA系統が主となっている状況であります。所得の安定となると資材費、機械器具など高騰化が続くなか、容易なことではないと思います。

本町の現在の取組状況はどのようになっているのか。また、今後どの様に進められていかれるのかお尋ねいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。1番 春日議員の質問にお答えします。

現在、日本の農業はウクライナ侵攻の長期化等による農業資材の高騰や農業従事者の高齢化による担い手不足、さらには激甚化・頻発化する自然災害の発生等により、非常に厳しい状況に立たされております。この状況をふまえ、今年6月に農政の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、食料安全保障の強化を軸とし、食料の合理的な価格の形成や農業用インフラの保全管理に関する法制度なども検討されております。

さて、嘉島町の農業についてですが、春日議員は役場在職中、農政係長・農政課長を歴任されておりますのでご存じだと思いますが、まずソフト面におきましては、農業の担い手として位置づけられている認定農業者の協議会は上益城郡内において、嘉島町だけ発足していない状況でした。そこで、担い手の育成・確保を最重要課題ととらえ、昨年12月に嘉島町担い手協議会を発足させました。また、若手農業者の現状把握と意向確認の為、青壮年部嘉島支部の総会及び懇親会へ出席し、当部会への補助も行う事としました。

また、ハード面におきましては、農業施設の維持管理も重要と考えております。御存じとは思いますが、町の基盤整備事業は古い地域は大正時代、新しい所でも、そのほとんどの箇所が昭和時代に完了しており、その後30年以上古い地域は100年以上経過しております。この状況に加え、平成28年に発生した熊本地震の影響により、嘉島町の農地は甚大な被害を受け、現在においてもその被害は残っている状況であります。

昨年施行された改正農業経営基盤強化促進法により、来年3月までに地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定する事が義務付けられました。

嘉島町におきましても、現在、地区ごとに話し合いを進めておりますが、各地区より基盤整備事業の要望が出てきた場合には、積極的に取り組みたいと考えております。

また、平成27年に設立された「かしま広域農場」により、農地の集積は出来ましたが、集約は出来ておりません。このことに対しても、地域計画を策定する事で農地の集約化等に向けた取り組みを加速化する事が出来ます。

農業所得の向上・安定を考えると、農地の集約は経費削減のうえで、最も重要な施策だと考えます。今まで大切に守ってきた農地を他の農地と交換して集約を進める事は、難しい事だとは思いますが、10年後・

20年後の将来の農地の在り方を考えると、集約は経費削減において最も効果的な施策だと思いますので、農家の皆様の御理解・ご協力を得ながら進めていければと考えております。

また、農作物のブランド化におきましては、嘉島町総合計画の第3次計画（平成3年～平成12年）以降、課題として挙げられています。これまで大豆焼酎や豆腐など開発・販売しましたが、なかなか難しい状況となっています。

今後におきましても、まず農業の基盤であります担い手の育成・確保を行うと共に、農業施設の維持管理を行い、農産物のブランド化が出来ればと考えています。

春日議員は農政事業に最も精通した議員の一人だと考えていますので、ぜひ、ご理解・ご協力をお願いすると共に、地域のリーダーとして率先して頂けたらと思います。

農業は嘉島町の基幹産業のひとつであり、農業所得の向上・安定を重要課題として考えておりますので、町民の皆様方にもご理解・ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいま町長からのご回答大変ありがとうございます。

私も農業大好きな農業者でありますし、行政時代も十数年、農政に携わってまいりました。その間、集落への設立から広域農場設立準備。熊本地震による農業施設の甚大な災害、復旧作業の各土地区画改良区への業務代行支援や、民間企業の嘉島産大豆100%使用の豆腐製造・販売のためにJA上益城経済連、JA全農への大豆の確保協議や農村女性グループとの嘉島農産物の加工品の開発検討など大変記憶に残る活動を経験させていただきました。農業政策には大変思いが強いものであります。この度、担い手協会が設立されたことは大変喜ばしいことと思います。

農業者の皆様のなかには、他の市町村の先進的な農業者との交流も以前より頻繁に行われており、情報もお持ちですのでこの会により、情報が共有され、発展していただければ大変喜ばしいことです。

次に、地域計画についても私は鯉地区内において協議を行なっておりますが、集約計画を立てることは大丈夫です。ただ、実行に移すこととなると面積上は問題なくできますが、農地の環境条件が問題になってくると予想され、そのためには基盤整備の検討も必要になるものと思われ、経費削減につながるにはまだまだ時間がかかるのではないかと思うところです。

また、鯉地区のアンケート結果では経営面積を増やしたい面積が多く、10年後も農地が現状では不足する状況です。それでは、町長回答に伴います質問を2点ほど伺いたいと思います。

JA青壮年部は身近なJAとして、100%JA内の活動組織です。JAの運営方針の勉強や食育活動、農業者の所得向上などJAを拠り所とする農業者の集まりで、JAとしての運動が行われていると思いますが補助の内容はどのようになっているのでしょうか。今回補正予算を計上されておりますが、この後の予算審議でも十分ご検討いただきたいと思います。

2点目でございます。基盤整備についてですが、各地区により基盤整備事業の要望が出てきた場合には積極的に取り組みたい。またそのあと、文末にも今後におきましても、農業施設の維持管理を行ないと回答されましたが、町が土地改良区の事業を行われることということで発言されたのか。真意を確認したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 嘉島町の主産業である農業を担う若手農業者の育成のための補助であります。春日議員は農業関係者としてご理解いただけたらと思っておりましたが、異議があるようですので担当課長から説明させていただきます。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（森田義雄君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） おはようございます。農政課長の永田です。よろしくお願いいたします。1番春日議員の質問にお答えいたします。

上益城農業共同組合青壮年部嘉島支部では、毎年児童を対象とした食育活動として大豆等の作付け、刈り取り体験を実施されていますが、当該活動に係る消耗品や人件費などはこれまで部会の各構成員からの支出で賄われております。今回計上しました補助金につきましては、当該構成員であり、各農業者の費用負担を軽減するために補助事業の活動を要望されたものになります。

また、本要望に対し、嘉島町産業振興事業補助金の対象事業は次のとおりとなっております。

国及び県の施策に伴って団体または5名以上の共同で事業を行う場合、または団体等がこの目的達成に必要な事業を行う場合の事業費に対する補助金は、町長が予算の範囲内で補助する。この規定に則り農水省、厚生労働省が推進する食育活動を青壮年部嘉島支部として実施することに対する補助金を支出することには何の支障もないものと考えます。

ちなみに、JA上益城青壮年部は嘉島町の構成員、若手を中心に56名で組織されております。

1番の質問に対しては以上で問題ないかと思います。

次の質問、基盤整備事業土地改良区は市として今行なっておりますが、町としてそこに手を出すのかという質問ですが、基本的に国の補助金は町を通して交付をされております。

一緒に現場を見に行ったり、その団体に対して活動をともししております。補助等も助言等も町の方からやっております。ただ、予算を限られてますのでなかなか行き届かないというところも現状ではありますので、今回の地域計画基盤整備事業も考えながらという話なので、予算が大きく、必要なところは基盤整備事業を介して整備していければと考えております。

以上で答えを終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） すいません。発言の前にちょっと確認でございますが、回答者が町長から農政課長へ変わられたということで、3回の規定はそのまま継続されるのでしょうか。

○議長（森田義雄君） はい。今回は3回目ですので、最後の質問ということになります。

○1番（春日公和君） ただいま、JA青壮年部への補助は問題ないということでご回答がございました。しかしながら、やはり私が思うのは、これまでのJA青壮年部さんはJAの活動である。JAが食育活動をするのは当然当たり前前の活動であり、また農業者の所得向上を考えるのもJAさんのとしては当たり前前の活動です。それに対して補助を出されるというのは、私的には問題があるのではないかと思いますし、JAのOBさん等にも確認しましたがけれども、JA本部からこの組織にはお金が出ている。足りない分があれば、そこから補填されるのが筋だと私は思います。

また、2番目の基盤整備の事業でございますが、基盤整備は土地改良区の財産でございます。土地改良区の財産に町が行うというのは、甚だ誤認があるのではないかと思います。たしかに、補助率そういったものの区分けはございます。でも、土地改良区の中を見れば、土地改良区の名義の水路・農道・排水路そういった区分けになっております。ですから、町が行うこととしては支援なんです。町が先導して行うことではないんです。そういったところを十分ご認識いただいて、言葉の方を、当然この会のなかにおいて行うとか取り組むとかそういうことではなくて、「支援をしたい」そういう言葉に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 先ほど述べましたように、嘉島町の主産業である農業を担う若手農業者の育成のための補助であります。ただ、言葉に若干問題があったということですので、支援という言葉に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） すみません。最後の発言なので、関連の発言をお許しいただけますでしょうか。

○議長（森田義雄君） わかりました。では、簡潔にお願いいたします。

○1番（春日公和君） はい。ただいまの発言、大変ありがとうございました。ご理解いただいたということで土地改良区は土地改良区の財産でございます。強いては農業者の財産でございます。

そこは切り分けをしっかりといただいた答弁をしていただかないと、今後の町政に対して大変疑問を思うところがございます。よろしくお願いいたします。

○1番（春日公和君） 次の2問目に質問に移らせていただきます。

就学援助認定の改正が9月1日より施行する説明があり、教育委員会に提案されとのことでした。

学校は4月より新年度が始まります。この時期に改正されるのは疑問に思うところではありますが、この度の改正ではこれまでの世帯の合計所得の基準額の倍率を1.0から1.1への改正とされており、本町はこれまでこの基準だけで決定されておりますが、今回の改正では新たに児童扶養手当受給者を援助の対象者に

追加されています。近隣町との均衡を図る上で問題はないと思われます。ただ、経済的な理由者を目的とするこの要綱では他の地方税法、国民年金法、国民健康保険法などの減免や納付猶予者、生活福祉資金制度利用者と特別な事情として失業、疾病、災害など所得減少者などを対象として記述する必要があると思われます。行政として公平性を進める上で児童扶養手当受給者だけ記述するのは問題ではないでしょうか。また、この認定では町立の小中学校の在籍者、入学予定者とされているが、本町に住所を有し区域外の私立を除く小中学校に在籍する児童生徒及び入学予定者も対象とするべきではないでしょうか。

以上、質問といたします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長中富でございます。1番 春日議員のご質問にお答えします。

就学援助制度の改定につきましては、3月議会における一般質問及び6月議会後に、議員の皆様にご説明致しました。趣旨としては、就学援助費の認定要件を近隣自治体との均衡を図るべく出来るだけ早い時期に認定要件や基準額の見直しを図りたい旨を申し述べました。その内容については、議員のご質問のとおりであり、教育委員会の規則を改正し、9月1日での改正を行いました。

ご質問の一点目、地方税法、国民年金法、国民健康保険法などの減免や納付猶予者等に対する取扱いについては、各自治体で差があることや、各要件を対象とするにあたり対象者の予測や財政負担を検討するために時間を要することから、今回の改正には反映していません。対象者や財政負担が一定程度予測できる児童扶養手当受給者と判定基準額の見直しについて、先行して実施したものです。その他の受給要件については、来年度当初予算編成の中で、更なる改正を検討して参ります。

ご質問の二点目、町外の学校に在籍する児童生徒を対象とするかについても、自治体により取扱いが異なっており、対象としている自治体の取扱いを精査し、より良い制度となるよう検討を進めて参ります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいま学校教育課長の大変前向きなご回答ありがとうございます。

嘉島町の子どもさんです。やはりそこに不公平感があつては、行政として一つの汚点にもなると思います。その辺を十分にご検討いただいて、片方をしてあげたら、片方のことも考えなければいけないのが行政です。どうぞ住民福祉向上のために各課長さん方にはそのように肝に命じていただいて行政運営に携わっていただければありがたいと思います。

それでは、これをもって私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森田義雄君） 以上で、春日議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井智子です。よろしく願いいたします。私のほうから3点質問させていただきます。

まず一点目。産後ケア事業についてお尋ねします。母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」実施が市区町村の努力義務となりました。同事業は、少子化社会対策大綱において2024年（令和6年）度末までの全国で実施することを目指すとされています。他市区町村では既に実施をされ成果あげられておられる自治体もある様子なので、本町の産後ケア事業について詳しくお尋ねいたします。

まず一点目。本町の産後ケア事業の実施についての予定をお尋ねいたします。

二点目。先ほど言いましたように令和3年度から産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務となり、全国的には令和4年度時点で約84%の市区町村で実施されていることに対し、嘉島町が遅れている理由はいかに。

三点目。実施の予定があれば、他市区町村と差別化されている点、本町での事業の特徴などがあればお伺いいたします。

○町民保険課長（吉本博志君） 議長。

○議長（森田義雄君） 吉本町民保険課長。

○町民保険課長（吉本博志君） おはようございます。町民保険課長の吉本です。よろしく願いします。3番 穴井議員の質問にお答えします。

産後ケア事業については、令和6年12月の事業開始を予定しており、関連費用は令和6年度当初予算に計上済みです。

令和4年度末時点の熊本県内市町村における実施率は約40%であり、他県と比べると取り組みが遅れた状況にありました。

本町においては、母子保健に携わる保健師の人員に限られる中、令和5年度の前半までは新型コロナウイルス感染症対策に注力しておりました。

その後、コロナワクチンの特例臨時接種が令和5年度末で終了することが明らかになったことから、今年度に向けて、産後ケア事業の実施について検討を進めてきたところです。

既に事業内容についての検討は最終段階にあり、今後は委託事業者の公募手続き等を進める予定です。

本町の産後ケア事業では利用時間の設定に柔軟性を持たせたり、役場に出向かずともオンラインでの利用申請手続きを可能にする等、産後間もない利用者にとって負担が少なく利用しやすいサービスを目指しています。

以上で、答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご回答ありがとうございます。令和6年度12月からの事業開始の予定で当初予算に計上済みとのこと。改めて確認をいたしますと、当初予算額は産後ケア事業委託料としまして、1,389万5千円となっております。ありがとうございます。

遅れている理由としては、具体的には他県と比較して熊本県の取組自体が遅れている状況だったことや、コロナ禍において保健師の人員不足などもあり、着手ができていなかったご事情については理解できました。

差別化については、私なりに先進的に実施されております自治、東京千代田区の状況を実際に出向いて、ヒアリングをさせていただきました。保健福祉部保健サービス課アリガ係長様はじめ、フジシロ保健師様他、保健師1名を含む4名の方に丁寧にご説明をいただきました。内容は平成29年の事業開始から令和5年度まで通所型の利用が目立っておりましたが、令和6年度になりますと宿泊型が多くなっているとの回答でした。理由としては、母子ともに経過が良好であれば出産日を含め4から5日程度で退院となることから、不安を抱えての退院となり、そのまま6泊7日の宿泊型を希望されるのだそうです。助産師等によるお母さんの心身のケア、授乳相談、育児相談を受けることができるということで、利用者にはとても好評とのお話に納得いたしました。宿泊型は令和6年から1泊2日など分割して利用ができることも、利用が増えている一因のようでした。通所型は助産員を含む7カ所から選択可能なことなど、とても優しい取り組みのように、私自身感じております。

本年12月からの事業開始とのことで、先進事例から学び、吉本課長の答弁にありましたように、利用者のニーズに寄り添った事業でありますようにと期待しております。よろしくお願いいたします。

続きまして二つ目の質問に参ります。本町の地下水保全を図るための町の指針をお伺いいたします。

これまで長きにわたり企業誘致を勧めてきた本町において人口増加は皆様ご周知のとおりです。しかし、一方では、嘉島町の大切な水資源はどうでしょうか。

企業の利益を追求するあまり、命の次に大事な「水」の資源は守れているのか。江津湖や嘉島町湧水池の水位の低下を危惧します。生活用水の地下水依存率は約8割（全国平均は2割）と高く、本町も地下水に依存しております。

本町の大手企業の進出の際、吐出口の断面積の一定基準を超える揚水で地下水を採取する場合は県への許可が必要で、届出を行うとなっており、更には年一度の採取量の報告を行うものとなっております。ただ、この報告は開示されていないため報告の内容は不明です。

企業誘致は大事な町税収のアップ、雇用創生など利点も多くありますが今後、大事な水資源を守ることを町はどうバランスを図られる予定かお尋ねしたいと思います。お願いします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（森田義雄君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） おはようございます。都市計画課長の藤本です。よろしくお願いいたします。3番 穴井議員のご質問にお答えいたします。

まず、はじめにご質問の中にありました嘉島町の湧水池の推移の低下について危惧されておられましたので、その件についてご説明したいと思います。

嘉島町では町独自による湧水地の湧水量調査を平成3年から実施しております。湧水地であります下六嘉、井寺、浮島、河川区域のこの4つの区域の23地点で調査を実施しております。

4つの区域におけます湧水量につきましては、令和5年度の実績で1日約30万tの水が湧いている状況でありました。

過去の実績におきましても、天候などで湧水量が上下することはありましたが、現在まで問題視するような変化は今のところ無い状況であります。引き続き、町独自による調査を継続して実施して参ります。

また、これはお願いになりますが、皆さんには嘉島町の豊富な地下水、湧水量に甘えることなく、地下水の保全のために、日頃からの節水にご協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、本題のご質問に入りますが「企業誘致と水資源を守ることを町はどうバランスを図られる予定か」とのことでお答えしていきますが、まず、穴井議員のご質問の中に、地下水の採取には県への届出と許可、また採取量の報告が必要であると言われておりましたが、これは熊本県の地下水保全条例に基づくものであります。

この条例の中には、熊本県が定める地下水涵養指針を踏まえました涵養に努めることも同時に謳われておりますので、熊本県内でこの地下水を使われる企業におかれましては、地下水の涵養が必要になるということになります。

ただいま申し上げました、県の地下水涵養指針につきましては、令和5年10月に見直し・改正がされておりました、改正前は「地下水採取量の1割」を涵養することとなっておりますでしたが、改正後には「地下水採取量の10割」を涵養することに内容が強化をされております。

このようなことを踏まえまして、ご質問のご回答になりますが、嘉島町が誘致する企業におきましても地下水の涵養が必要になります。

地下水をくみ上げる採取量に対しまして、涵養をすることになりますので、企業誘致と水資源を守る、確保することについて、バランスを図っている。また、バランスが図られているということで、ご理解をいただければと思います。

最後、地下水保全に関しましてになりますが、地下水の保全につきましては、嘉島町だけではなく、熊本県全体の課題として取り組むことが必要になります。

昨年は、県の地下水涵養指針が見直し改正をされております。また、今年令和6年5月には熊本県地下水保全推進本部が設置されております。

地下水に関する熊本県の取り組みが、さらに強化をされている状況でございます。

このようなことで、嘉島町といたしましては、今後においても熊本県との連携、また、くまもと地下水財団、近隣の市町などとの情報の共有を図りながら、また併せまして、地下水の調査、監視についても継続的に実施し、地下水保全の取り組みを推進して参ります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 答弁ありがとうございます。地下水資源の質も気になるところですが、採取されている量については企業ごとの採取量についての公開はされておきませんので、非常に気になるところではございました。

先ほど課長の方からのご説明の中にありましたように、熊本県地下水保全条例というのがあります。

この条例第2条。この条例において次の格号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該格号に定めるところによることとして、

一、地下水の採取に伴う障害。地下水の採取による地下水の水位の異常な低下。地下水の塩水化、地盤の沈下等をいう。

二、地下水の保全。地下水の水質の保全及び地下水の水量の保全。地下水の採取に伴う障害を防止することを含むをいう。

三、3 地下水の合理的な使用。節水。不水の使用。水の循環使用及び再生水の使用等により地下水の使用量を抑制することをいう

とありまして、第1号の異常な低下は通常とは異なる状態を指し、必ずしも水位が大きく低下することを指すとは限らないとあります。したがって、通常は水位低下が起り得ない地域でわずかであっても低下が生じた場合は異常な低下と捉える場合もあるということで記載してありますので、一応参考までにお伝えしたいと思います。

いただきました資料で、全体量で令和4年度地下水採取量は嘉島町におきまして工業用で井戸本数13本1,312,379m²、農業用では井戸数本数4本2,928m²、水産・養殖では井戸本数37本1,514,258 m²となっております。

この数字が正確なものであるとすれば、先ほど答弁いただきましたように、1日30万tの湧水量で採取量が1日約1万tとなっておりますことは、町民の皆さんも安堵されるところでありましょう。そしてまた、私も町民の一人として保全に努力したいと思います。引き続き監視を実施していただけるものということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、3問目の質問に入らせていただきます。

本町の課長職の者について男女共同参画の現状の確認と今後の男女共同参画についての方向指針をお尋ねしたいと思います。内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会の実現に向け「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っているところがあるが、すでに令和6年です。男女がともに生き生きと働き、共に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けた能力が生かせる環境づくりを目指していただきたいと願っております。

女性課長の少なさが際立つように思います。女性の視点は大変重要だと考えます。今後の男女共同参画の推進について町の考えをお尋ねいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしくお願いいたします。3番 穴井議員の質問の本町の課長職のものについて男女共同参画の現状と確認と今後の男女共同参画についての方向指針についてお答えいたします。

まず、嘉島町の管理職の状況についてご説明します。本年度の管理職における女性管理職の割合は、20名中4名で20.0%となっております。

この理由につきましては、現在、再任用短時間勤務職員を含む96名の正規職員を任用しており、管理職の中心となるのは主に50代ですが、50代の職員は19名おります。その内訳は、男性は16名で女性は3名です。50代の男性職員の16名のうち管理職は13名であり、およそ81%の職員が管理職となっています。一方50代女性は3名で、その全員が管理職であります。性別ごとの管理職割合としては、女性の方が高くなっています。

ご指摘の課長職の女性の少なさについては、そもそもの管理職適齢期の女性職員が現在、圧倒的に少ないことが要因であります。40代の職員は17名おり、内訳は男性7名、女性10名となっていますので、今後は女性の管理職が自然と増えてくることになります。

男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな職場となるよう努力してまいります。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。

課長職は現在1名ですが女性管理職の割合は20名中4名ということで20%とのこと。さらには、50歳代の女性管理職は100%。管理職割合は女性が高いとのことご回答でした。

たしかに、職員の勤務年数や部署の移動、そして経験も含めた年齢で職務が決定されることは十分理解しておりますが、50歳＝管理職の発想については私自身疑問に思うところもあります。

男女共同参画が必要な理由は次の理由から重要と考えます。一つ、社会の公正性。男性と女性が社会において公平な機会を持ち、同じ権利を享受できることを保障します。これにより、社会全体が公正で平等な状況を実現することができます。二つ、組織発展。女性がリーダーシップの分野で活躍することで労働力の多様性が増し、経済成長や効率性が向上します。また、企業や組織において多様性を促進し、革新性や競争力を高めます。三つ、社会的価値の変革。伝統的で偏った性別役割やステレオタイプを打破し、性別にかかわらず能力や適性に基づいた選択を促進します。これにより、社会の性別による偏見や差別を減らし、多様性を尊重する社会を築きます。四つ、家庭と仕事の両立。男性と女性が家庭と仕事を両立しやすい環境を作り出すことで家族全体の幸福や社会の安定性を促進します。女性が職場で活躍することで、

家庭内の負担や責任が均等に分担されることが期待されます。男女共同参画が実現することで、社会全体が活力に満ち、多様性を尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる環境が整うことが期待されます。

高田課長のおっしゃる「男性・女性のイメージ」に当てはめてしまうことなく、ひとりひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな職場であり、かつ明るい職場になりますことを期待しております。以上で私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（森田義雄君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） おはようございます。4番 齊藤です。町の冠水対策についてお尋ねいたします。

以前、町の排水・冠水対策につきましては、4つの排水機場と7つの樋管も設置され、水害による甚大な被害は発生していない状況であるとのことでした。

集落の一部においては、大雨により内水による冠水が見られる箇所があります。近年では全国的に線状降水帯がもたらす、これまで経験したことのない豪雨も発生しています。この様な状況の中でその後の町の排水・内水対策はどの様になっていますか。質問いたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。よろしく願いいたします。4番 齊藤議員の質問にお答えします。

本町は地形的な要因により内水排水（冠水対策）は排水機場及び樋管に頼らざるを得ない状況です。

一昔前は加勢川左岸の堤防は存在しないに等しい程に低く、大雨が降るたびに容易に外水（河川の水）が町内に流入し、一部の地域では毎年の様に床下・床上浸水被害に直面していました。

これを受け、緑川改修期成会並びに加勢川改修促進期成会が住民の生命と財産を守ることを目標に掲げ、河川管理者である国に対して堤防の嵩上や排水ポンプの設置などの河川改修要望を行って来ました。

この活動の結果、平成11年には加勢川の堤防整備が概ね完成し、また、同時期に現在の排水（内水）対策の主力である4つの排水機場と7つの樋管の整備も完了しました。

それ以降、本町において水害による甚大な被害は発生しておらず、町の悲願でありました水害常襲地帯からの脱却を果たしました。

しかし、瞬発的な大雨（ゲリラ豪雨）に見舞われた際は短時間ではあるものの道路の一部が冠水するケースもあります。また、ご質問にある、「これまで経験したことのない豪雨」など、昨今の異常気象がもたらす災害は年を重ねるごとに激甚化しており、毎年、全国の至る所で様々な自然災害が発生しています。よって、今後は想定を超える異常気象がもたらす風水害を考慮した河川改修要望内容に変更し、住民が安全・安心して暮らせる様に引き続き河川管理者である国及び県へ訴え続けて参ります。以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（森田義雄君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 橋本課長、ご回答ありがとうございました。

先日の台風10号で全国的に大変な被害があり、また報道でもありましたように今まで冠水などなかったところが床下、床上などになったと被害の大きさを感じています。これから、温暖化が進み線状降水帯などが発生したら、本町にも大きな被害が発生することも考えられます。安心して暮らせるように県への町からの要望を早く実現できるよう願っております。以上で質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で齊藤議員の質問を終わります。続いて5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 5番 園田です。

まず最初に、嘉島町のスポーツ関係公共施設の使用申込期限の見直しの有無についてお尋ねいたします。

嘉島町民体育館などのスポーツ施設の使用申込期限は、使用日の3日前までとなっています。

上益城郡内では、山都町と嘉島町以外は使用申込期限が使用日の前日までとなっているため、スポーツ愛好者の方たちから嘉島町も同様な扱いにして欲しいという声が上がっています。

使用申込期限を変更するためには管理規則や使用規則の改正が必要となりますが、この3日前ルールに

ついて町の考えをお尋ねします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしく願いいたします。6番 園田議員の質問にお答えいたします。

体育施設の利用申込については、現在、土曜日・日曜日に施設利用の手続の対応ができないため、3日前までの利用申込をお願いしていますが、利用者の利便性の向上のため、申込期限の変更、それに伴い必要となる関係規則等の改正とシステム改修を検討しているところです。

また、施設の老朽化などに伴う、くまトヨスポーツパークの人工芝の張替えや本定例会に予算要求させていただいております。町民体育館の雨漏り改修工事の計画があり、改修の期間中には施設利用の制限を設ける必要があるため、改修が終わり次第、使用申込期限の見直しを行い、利便性向上に努めて参りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 改修工事が予定されている施設については、改修が終わり次第、使用申込期限の見直しを検討するということでしたが、今年度、改修工事が予定されていない施設の使用申込期限はどうなるでしょうか。また、見直し後の新しい使用期限が決まった場合の適用はいつから予定されていますか。お尋ねいたします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） ただいまの園田議員の質問にお答えいたします。

その他の施設につきましても体育施設全体として統一的な運用を考えておりますことから、施設の改修が終わり次第、すべての体育施設の使用申込期限の見直しを進めてまいります。

適用の期限につきましては、体育館の改修が完了します今年度末を目処に進めてまいりたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） それでは次の質問に移ります。体育館使用時の熱中症予防対策についてお尋ねいたします。

体育館は建物の構造上、熱がこもりやすく、室温が上昇しやすいとされています。

地球温暖化の影響で夜でも体育館の室温が高かったことを経験しています。学校においては、環境省・文部科学省が作成している熱中症対策ガイドラインによって対応が取られていると思いますが、一般者の利用の場合、どのような予防対策が取られていますか。

また、町民体育館や小中学校体育館は、災害時の指定避難所になっていますが、適切な室温を維持するためにはどのような対策を取られていますか。お尋ねいたします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） 5番 園田議員の質問にお答えいたします。

嘉島町民体育館には空調設備がないことから扇風機を無償で貸し出しており、風通しをよくするため下窓を開け、陽射しが入る南側のカーテンを閉めるなど、館内に熱がこもらないような対応を行っております。

また、利用者に対しましては、スポーツ庁からの熱中症予防等に関する通知や日本スポーツ協会の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を参考として、こまめに水分補給を行っていただくなど、熱中症事故防止のための適切な措置を講じていただくような周知に努めております。

しかしながら、近年の厳しい暑さを考えますと更なる対策が必要であると考えます。議員ご指摘のとおり、町民体育館などの体育施設は災害時の指定避難所となることも踏まえ、スポットクーラーを設置するなど熱中症予防のための対策を検討してまいります。以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 体育館には熱中症事故防止のための注意喚起文書が掲示されていると思いますが、

体育館使用時の室内環境、いわゆる熱中症指数ともいわれます暑さ指数の把握も必要ではないかと思います。

気象観測地点が熊本市の2023年のデータを見ますと8月で暑さ指数が31以上。いわゆる運動は原則禁止といわれる日が17日もありました。猛暑日は熱帯夜の出現頻度は今後高くなると予想されていますので、利用者の安全対策は十分に行なっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

子育てに利用できる公園の整備についてお尋ねいたします。

嘉島町都市公園条例施行規則によれば、嘉島町には35か所の都市公園があります。

また、嘉島町都市公園条例には、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした都市公園や主として運動の用に供することを目的とした都市公園などが列記されています。

今年3月に民間会社が実施しました嘉島町民へのアンケート調査で嘉島町の子育てに求めることの1位に公園や施設の整備が挙げられていました。平成28年には国土交通省が都市公園の7つの多様な機能を公表し、その中に「子育て」が含まれていました。

嘉島町の35か所の都市公園のうち東屋などの憩いの場が設けられているのは5か所だけで、残りは広場状態です。

先ほど申し上げました住民アンケート調査で子育てに求めるものと尋ねたとき、ほとんどの自治体では金銭的支援が第1位になっておりまして、公園や施設の整備が第1位になったのは、非常に珍しいと調査会社から報告を受けております。これは、住民の方が安心して子供たちが遊べ、町民が交流できる憩いの場施設がある公園を求めているものと推察できます。

町は町民が憩いの場として利用できる都市公園を整備する考えはありませんか。お尋ねいたします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（森田義雄君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 都市計画課長の藤本です。5番 園田議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、現在実施しております取り組みについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

都市計画課におきましては、町民の皆さんが少しでも公園でくつろげるような場、環境を提供できるように、令和5年度から街区公園のベンチの設置に取り組んでおります。

このベンチの設置につきましては、農政課と連携して農政課が所管しております森林環境譲与税を活用して、県産材の利用促進と公園の利便性を良くするために、令和5年度から令和7年度までの3年間で県産材を利用した22基のベンチを各地域の街区公園（11公園）に設置いたします。

また、都市計画課におきましても、今年度予算を確保して、近隣公園に7基のベンチを更新設置いたします。公園機能の向上のために、現在ベンチを設置している状況でございます。

続きまして、園田議員が言われております「町民が憩いの場として利用できる都市公園を整備する考え」、「東屋などの設置」につきましては、町民の皆さんが今以上に憩いの場として利用できるように、また公園の機能充実を図るために、今後になりますが、地域の状況やご要望、また町全体の予算の状況と優先度、優先順位なども含めまして、東屋などの憩いの場の設置に向けて前向きに検討して参ります。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） ただいまの答弁で、令和7年度まで11の街区公園にベンチを設置するとの回答でしたけれども、町民住宅団地の公園が入居されている方々の憩いの場となるような施設の設置も考えていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で園田議員の質問を終わります。続いて7番 満田議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） おはようございます。7番満田より一般質問を2問行わせていただきます。

まず、一問目。本町の人材発掘と人材マネジメントに関するビジョンはということで、質問の要旨として、鍋田町長就任より9ヶ月程迎えますが、多忙な折、健康管理を優先に公務遂行をされていらっしゃるかと推察いたします。本町は条例により副町長も不在となっており、人事交流も一部施されておりますが、更に多彩な経験や手法を有効に取り入れ反映すべきと考えます。

また、人材不足や行政を担う職員の仕事に対するモチベーションの個人差を懸念しております。働きが

い環境面に対する配慮を見直す時期ではないでしょうか。

職員の意識向上と町長の片腕となりえるような人材発掘を含め、仕事の負担軽減実行。これから次世代を担う若手の育成をどのようにお考えかお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 議長。

○7番（満田和浩君） 満田議員の質問にお答えします。

本町は前町長の意向もあり平成11年度から副町長不在となっております。前町長には町長としての十分な経験や知識があられ、何よりも幅広い人脈をお持ちであり、副町長不在でも全く問題ありませんでした。しかしながら、昨今の複雑化する行政運営を行うとともに財政問題等様々な課題が山積する中、今後は、より卓越した手腕により地方行政運営の更なる推進を図るため、副町長の任用については、町民の皆様、また議員の皆様のご理解をいただきながら、任用を前向きに考えております。

人事交流については、今年度から熊本県との人事交流を実施しております。目的としては県と町の連携強化や職員の人材育成の一環としてであり、町政全体に及ぶ企画業務へ携わっていただき、業務の質向上や課題解決に向けた指導助言などでご活躍いただいております。今後も熊本県との人事交流は継続して実施していきたいと考えております。

また将来的には、他にも内閣府の地方創生人材制度を活用した、民間企業からの派遣事業について検討し事業の活性化を推し進めていきたいと考えております。

職員数については、令和2年に策定しました定員管理計画に基づき、人口増加や行政事務量の増加に合わせて、職員を計画的に増員しております。行財政改革の一環として実施された集中改革プランにより、平成24年には人口8,858人に対し職員数は77名まで削減されました。現在令和6年は人口10,153人に対し95名と12年間で18名増員しております。

しかしながら、新型コロナウイルスや物価高騰に対する事務などの急な社会変化に伴う対応や男性の育児休業取得など様々なワークバランスに柔軟に応じていくため、今後も事務量等見極めながら職員の定員管理を図っていききたいと考えております。

若手職員の育成についてですが、少子高齢化の進展、大規模災害・感染症対策など地方公共団体が向き合う行政課題が複雑・多様化する中、これに対応する人材育成及び人材確保などが課題となっており、地方公共団体における人材育成・人材確保の重要性は従前にも増して高まっています。

こうしたなか、令和5年12月には総務省が「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定しており、現在、熊本県において「熊本県人事・人材育成基本方針」の改定を検討されています。町としても、こうした動きを踏まえ、県における計画改定の動きに合わせて、現在策定されております「嘉島町人材育成基本方針」の見直しについて着手したいと考えております。

これからの嘉島町を担っていくためには、組織全体で職員が成長できる環境を整えることが必要です。管理職のマネジメント強化をはじめ、個々の職員のスキルアップやキャリア志向の形成について、今後も嘉島町人材育成基本方針に基づき人材育成を図りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 私の質問に対して、とても前向きな答弁を頂き、町民の皆様も町長のやる気を感じられていらっしゃるのではないかと思います。組織はチームとしての個の能力が融合し、初めてで大きな成果を出すものであります。限られた人力資源では情報量や人脈を含め、運営上のハンディは得も得ません。昨今、上益城の市長も若返りして、斬新なアイデアや政策により、企業誘致等の地域化成果に取り組む案件をよく報道等で見受けられます。本町も地域的強みを生かしたさらなる発展が町長の手腕にかかっており、期待も高いと考えます。

答弁にもございました、嘉島町人材育成基本方針の中でも地域の課題を自ら考え解決していく政策形成能力や高度化多様化する住民ニーズに的確に対応できる能力など高い能力を有した職員の育成や組織機能も必要に応じ見直しを行い、役場機能の向上に努めると謳っております。

危機感をもって取り組みをいただき、判断の的確性などに対し、自信をもって町政を推進されますように期待しまして、次の質問に移ります。

二番目の質問です。防犯カメラの現状と増設による防犯対策検討はということで、質問の要旨としまして、令和元年12月議会にて防犯カメラの設置運用基準が本議会にて決議され6年目を迎え、当時2,200万円

の費用を投じ犯罪予防的で運用されております。設置時から活用事例や管理に関するメンテナンス等の確認、検証報告は無いと思われませんが、個人情報保護法の関係で簡単には画像解析検証報告を行わない事項も多いと考えます。本町の人口増加を勘案した際、町民が安心して生活できる住環境整備の推進を図るためにも、有用性の検証を行い、新興住宅地や重要交差点等の新規増設を検討してはいかかがお尋ねします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 7番 満田議員の質問の防犯カメラの現状と増設による防犯対策検討についてお答えします。

嘉島町では、「安全で安心なまちづくり」を目指し、令和元年度に防犯カメラを48台設置し、令和2年度から運用開始しております。設置個所については、「通学路であること」「児童が一人で歩く可能性がある場所」「犯罪、わいせつ、声掛け事案の発生地点」「重大交通事故の発生場所」「住民に危険が生じる恐れのある特異事案」などの情報を収集し、各行政区隔たりがないよう警察などと協議を重ね設置いたしました。

防犯カメラの運用開始により、「交通事故の状況や原因の解明」「各種犯罪の事件解決」「行方不明者事案の解決」などの効果が現れており、防犯カメラは安全で安心なまちづくりのために必要不可欠なものとなっています。

防犯カメラの管理につきましては業者への管理委託により、年2回の清掃点検、遠隔見守りサービスにより危機異常通知を受けた際、業者へ連絡して機器の異常の有無の確認及び異常の場合の修理などの対応をしています。

今後は、人口増加に伴う新興住宅地や重要交差点などカメラの有効な設置場所、またプライバシー保護の問題などを考慮し、警察、各行政区、学校関係者と検討・協議しながら必要な個所には新たに設置するなど対応をしていきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 令和2年度から防犯カメラ設置以降はどのように機能しているのかが町民の皆様に伝わりにくい事情も多々ありますが、啓発もかねて確実にこの運用による解決事例の効果が表れているということで有用性の価値を改めて認識しました。

毎日、夕刻のニュースでは犯罪や事故等で過激な決定的な映像が飛び込んできますけれども、日常生活で人々の活動が多ければ多いほどトラブルは増える一方です。役場公用車のドライブレコーダーを含め、防犯などセキュリティ対策関連には、更なる安心で安全なまちづくり推進をお願いしまして、私の質問を終了します。

○議長（森田義雄君） 以上で満田議員の質問を終わります。続いて8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 8番 増岡でございます。議長から許可がありましたので通告に従いまして質問を行います。これから質問に入りますが、まず確認でございます。

私はこれまで質問をするにあたりまして、鍋田町長のまちづくりに対する熱い想いをしっかりと聞きたいとの考えのもと町長には主体性をもってご自身の考えをご自身の言葉で語っていただきたいと、幾度かお願いを申してまいりました。今回は鍋田町長自らの考えを答弁としてお聞かせいただきたいとお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

質問の内容は、嘉島町が今後まちづくりを進めていく中で将来にわたり禍根も残すことがないように、ぜひ今から取り組んでいかなければならないことの一つとしてお尋ねをいたします。

それは3月定例会で明言されました、行財政改革への着手と進捗についてでございます。言い換えますと行財政改革への道筋でございます。私の質問の基本になりますのは、嘉島町行財政改革推進本部設置要綱同じく行政改革懇談会設置要綱、そして第6次嘉島町総合計画の中の基本方針第8の中にあります「効率的効果的な行政基盤の構築」これに基づくものでございます。この質問は、嘉島町の現在の財政状況から私は町長自らが先頭に立って職員を束ねていただき、そして率先して進めていかなければならない大きな課題だと捉えております。

私も具体的な質問をいたしますので、町長の答弁を、行財政改革に向けての現時点での状況を具体的にお示しいただきたいと思います。

それでは質問に入ります。先の3月第1回定例会一般質問の中で私が行いました我が町の財政状況への指

摘、そして提言に対しまして町長はこう答弁されました。

「ご指摘・提言された健全な財政運営は必要不可欠であります。全職員が現状を理解し、最小の経費で最大の効果を目指すという共通の認識のもと財政健全化に取り組んでいきます。」と言っておられます

そしてさらにこうも言っておられます。「公務員の成り手不足に対応するためにAIなどのICTを活用するなどして組織の簡素化を目指すなど行財政改革の取り組みも進めることが必要であると考えています。」と述べられました。そこで、町長の行財政改革の明言から6ヶ月を経過いたしました。今回私は行財政改革を進めるための最小限必要と考えられます基本的な次の事項についてお尋ねをいたします。

一つ目でございます。改革を実施するうえでの例規の整備でございます。行財政改革を進めますうえで既に設置されております、要綱などの見直し、あるいは改正手続きはなされたのか。

二つ目が改革を実施するうえでの基本方針の策定でございます。取り組むべき課題の推進方針。例えば行財政改革大綱。それから改革を進めるうえでのプログラムの設定。例えば中長期的な目標、こういったものがなされているのかということでございます。

三つ目でございます。ここが最も重要なことではないかと存じます。改革に携わる行政職員の意識の変革でございます。この行政改革は聖域な改革でございます。改革に携わる全職員の意識の変革について、どう変革しているのかということでございます。

そして最後四つ目でございますが、行財政改革によって嘉島町の姿はどう変わるのかということで、目指すべき嘉島町の行財政的な将来像、それは安定的強固な行財政基盤の確立でございます。

少なくともこの四項目について、すでに着手あるいは計画が策定されているのが私はもう6ヶ月も経過したということで、当然と受け止めておりますが、町長いかがでございましょうか。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員の行財政改革の着手と進捗についてお答えいたします。

お尋ねがあった行財政改革に関しましては、その時代の行政ニーズを見極め、組織や制度、行政運営について国・県の動向を新たな制度や指針に対応しつつ、先進例を参考にするなど兼ねてより積極的に取り組んでいるところです。具体例としましては子ども家庭センターの新設等でございます。改革を実施するうえの基本方針について2点目でございます。第6次総合計画において効率的・効果的な行財政基盤の構築をまちづくりの基本方針に定め、現在は前期基本計画に取り組んでいるところでございます。全国的に行財政改革プランを策定している例がみられますが、本町において今後必要に応じて同様のプランの策定を検討してまいります。

3点目ですが、改革に携わる行政職員の意識の変革でございます。行財政改革は全職員の共通の認識のもとに推進する必要があります。毎週開催しております課長会議にて、町の状況、課の取組みや連絡事項等を周知しており、町の現状や課題への理解は醸成されております。今後におきましても、職員間での情報共有を進化させることで職員の意識改革につなげていきたいと考えております。

三番目に改革によって嘉島町の姿はどうかかわるのかということですが、嘉島町は人口戦略会議が4月に公表された報告書において自立持続可能性自治体に該当するとされております。また、嘉島人口ビジョンでは2060年の人口を10,475人と変更しています。これらの想定を超えるべく継続して企業誘致、秩序ある開発に取り組み、加えてDX推進による行政サービスの効率化及び住民サービスの向上、財政健全化による持続可能な財政基盤の構築、職員のスキル向上に取り組むことで「住んでみたい住んでよかった」と思える活力と潤いに満ちた嘉島町になるのではないかと考えております。以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ただいま鍋田町長からご答弁をいただきました。

私が質問いたしました基本的な4項目、この4項目について具体的な手続き、それから策定、そのことについてはまず何も触れられておられないということでございまして、これからこういった手続き、あるいは方針を策定されていくのではないかなというふうにただいま感じました。

まず私が思いますのは毎日、刻々と進んでおります行財政運営でございます。町長がやると言ったことをやらなければ町民は不信感を抱きます。私は今後の嘉島町を考えますと「まだ進んでいないのですか」と言ってそのまま放っておくわけにはできません。どうかこれからしっかりと基本的なことを踏まえまして現在の嘉島町の状況、県の状況、国の状況を捉えながら策定、あるいは要綱の整備のようなことを進めていただきたいと思います。

私が現在懸念しております、財政的な課題を申し上げます。我が町の直近の課題は、まず新型コロナウイルス感染症対応のために、ここ数年間で肥大化した財政構造をできるだけ早くコロナ前の状況に戻すことが第一ではないかと考えます。そのうえで、いままで蓄積しました地方債、これに加えてこれから20数億円あまりの予算を投入しなければならない小中学校の増築問題。更には我が町も今まで下水道の管渠の新設が進められておりますが、私の調査では国においては現在下水道概成95%という計画と目標が一般的に言われております。また、進められております。

この内容は何かと申しますと、近い将来、具体的には令和8年度までに国は下水道の管渠の新規敷設はおおまかに完了したものと捉え、令和9年度からは下水道事業の補助金制度を見直して、これまで交付されておりました管渠の新設に対する補助金は今後は既に敷設済みの老朽化した管渠の更新に重きをシフトすると、そういうことではないかと考えております。

嘉島町も合併処理浄化槽とこの減税の下水道事業の普及を合わせますと95%に近付いております。このことは鍋田町長も既にご存知のことだと思います。嘉島町が進めております下水道管渠の新設は未だ残されておりますが、これから先新設・敷設の事業には補助金は多くを見込むことができず、嘉島町の財政は多額の一般財源の持出を余儀なくされる可能性が大いにあります。

このようなことを考えますと、今後一般会計、そして公共下水道事業関係の財政運営は著しく厳しく、借金は累積し、莫大な金額となります。

ちなみに申しますと、令和6年度末未償還元利金つまり嘉島町の負債の見込み額は一般会計で元金利息を合わせますと90億円あまり。加えて本年度7月に契約をいたしました嘉島西小学校、中学校、東小学校の工事が総額16億円。そのうちの借金額がおそらく8億円程度になるのではないかと予想しております。簡易水道事業、上下水道事業これらをあわせると135億円あまりが借入金ということになります。当然町が抱える負債ということでございます。そのうえに住民福祉のための社会保障費つまり扶助費は毎年確実に右肩上がりに増加しております。扶助費が年々増加していくこの流れを緩やかにすることは容易なことではございません。いま、私たちは何をやるべきか言うまでもなく直ちに5年10年後を見据えた行財政改革に着手し、これを進めることではないでしょうか。

私たちは財政運営の最も基本であります、最小の経費で最大の効果を挙げること。このことにこれから努力していかなければならないと考えます。そして、この町に住む人々が財政的に安定した安心して暮らしができる町にしていかなければなりません。私たち執行部・議員それぞれ責任があります。後に残ります次の世代の子どもたちに私たちが取り組んでいる嘉島町の行政運営で決して禍根を残すことはあってはなりません。

行財政改革によってスリムな行政運営と強固な財政基盤を創って、安定したまちづくりへ町民がこれからも住んでいきたいと思えるまちづくりを進めなければならないと私は考えます。

鍋田町長にお尋ねをいたします。先ほどお尋ねしました第三の項目の行政職員の意識の変革についてでございますが、今行政に携わる我が町の職員の職務に対します取り組み姿勢、そして意欲と熱意をどのように感じておられますか。答弁を願います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 今、増岡議員から具体的に数字等を言っていました。言われるとおり体育館の屋根修理、学校増築関係、下水道事業、そして地震による災害の返済。それから高齢化社会に伴う社会保障の問題、さまざまに予算は費やさなくてははいけません。

しかし、私が考えているところは、行財政改革でよく言われるのは組織の簡素化・合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などありますが、その結果単に予算を減らすため住民サービスが低下したり、職員待遇が低下して、職員の士気が下がり、非効率的な組織になるのは私の本意とするところではありません。もちろん例規をつくることも大事ですが、例規をつくり、職員がその手順によって行政のスリム化が簡単に済むとは思いません。例規に縛られ、硬直した行政運営では住民サービスは低下するかもしれません。

予算配分を見直すことも要因です。つまり、時代にあった予算配分が寛容だと考えております。限られた財政を必要とされるところに配分することが必要だと思っています。

そのために私は、まず第一に職員の意識改革を進めることが効率的な行財政運営に必要なことだと思っています。職員が自発的にさまざまな問題に取り組む意識改革を進めることが仕事の効率化に必要な不可欠だと思っています。そのために「指示待ち職員になるな」「自分自身で考えるように常日頃より自ら考え

自ら行動する行動職員になってほしい」と言い続けております。今後は自分の効率化コンピューターをはじめとするデジタル技術DX、AIと効率的な業務が可能になるしつつあります。また、昨今の複雑化する行政運営は財政問題等さまざまな課題が山積するなか、今後はより卓越した手腕により地方行政運営のさらなる推進を図るため職員の意識改革が求められます。今年度から熊本県との人事交流を実施するなど県と町との連携強化や職員の人材育成の一環として業務や質の向上、今後とも県との人事交流は継続してまいります。また将来的には、内閣府の地方創生人材制度を活用した民間からの派遣事業についても検討し、職員育成に生かしたいと思っています。行政事務に携わる職員の意識変革を図り、今後とも時代に合った行政改革に取り組みたいと思っています。以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 町長の答弁ありがとうございます。

まずちょっと認識を整えていただきたいと思いますけれども、私一つ目の例規、二つ目の例規というようなことを申し上げましたが、これは予算削減のための例規ではございません。改革を進めるための組織づくり、こういったことをやっていかなければならないかというような行財政改革を進めるための大きな邂逅というようなことでの例規でございますので、そのあたりは認識いただきたいと思います。

そしてたゞいま、鍋田町長からご自身の行財政改革に対する取り組み姿勢をとくとお聞かせいただきました。私も安堵いたしました。ぜひたゞいま述べられました町長のご考えを職員にしっかりと伝えていただきまして、嘉島町が前に前に進みますような施策を進めていただきたいと思いますというふうに考えております。

最後でございますけれども、鍋田町長も当然ご承知のことだと思います。これからの行財政運営、鍋田町長もしっかりとご認識だと思いますけれども、「入るを量りて出ずるを為す」このことは行財政運営の大原則でございます。これは一般の家庭でも言えることでございます。

ぜひ鍋田町長には、行財政の執行、そして職員とともにより良い運営を進められますように期待いたします。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森田義雄君） 以上で、増岡議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。

ちょうどお昼近くになりましたので、一般質問が終わった時点で午前の部を休会にして、午後は1時半から再開をしたいと思いますのですが、よいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 1時半から再開をしたいと思いますので、それまでに議場にご参集をお願いします。午前中お疲れ様でした。

休憩 午前12時

○議長（森田義雄君） こんにちは。定刻より少々早いですけれども、皆様お揃いですので、ただいまから午前中に引き続き開会をしたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第37号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第9号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第37号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第9号 令和6年度嘉島町一般会

計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
議案第38号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第38号 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
議案第39号 嘉島町町道の路線認定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第39号 嘉島町町道の路線認定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
議案第40号 令和5年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第40号 令和5年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
議案第41号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。お諮りします。

議案第41号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
議案第42号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第42号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第43号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第44号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第44号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第45号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第45号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第46号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第46号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第47号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第47号 令和6年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑 討論 採決を終結します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は明日6日です。定刻までに本会議場にご参集下さい。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午前1時45分

令和6年第3回嘉島町議会定例会会議録（第3号）

・招集年月日

令和6年9月6日（金曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	境野隆文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第3号

日程第1 決算の質疑 討論 採決

- 1 認定第 1 号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 2 認定第 2 号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 認定第 3 号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 4 認定第 4 号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 認定第 5 号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 6 認定第 6 号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 7 認定第 7 号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算

日程第2 議員派遣の件について

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程 議案第48号 上益城消防組合規約の一部変更について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和6年第3回嘉島町議会定例会5日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 決算の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第1 決算の質疑 討論 採決となっております。

これより、

認定第1号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） おはようございます。私のほうから基金積立の状況について会計監査委員のほうから報告が 있습니다。その中の一部、9ページになりますけれども令和5年度の嘉島町一般会計、特別会計歳入歳出決算の中の定額資金運用基金運用状況審査意見書という「一般会計における各種基金積立の状況について」という表が 있습니다。この中で7番に嘉島町平成28年熊本地震復興基金という項目が いますが、令和5年度において7,311万7,971円を新たに積立として積上げて ございますけれども、令和4年度末の現在で3,290万円ほどあって、なおさら7,300万円積立てて、合計で1億500万ほど積立基金がありますが、これについて嘉島町の平成28年の熊本地震において復興事業等は全部終了しているという認識で おりますので、この積立についての内容と、これはどういうふうに今後使われるのかを分かれば教えて いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしくお願いいたします。

9番 川野議員の質疑の熊本地震復興基金についてお答えいたします。令和5年度中に県から最後の配分精算ということで7,559万2,830円配分されて おります。これが最後ということになって おります。歳出が約5年中に260万ほどありましたので、令和5年度中の増減高は7,298万5,971円となり、令和5年度末現在高は先ほど川野議員が言われました通り、1億589万3,542円となります。この基金の今後の使途につきましては、町の最終的判断ということになって おります。

もちろん先ほど言われましたように、熊本地震の復興復旧は終わって おりますので、今後は防災拠点である本庁舎内機器の更新や指定避難所の町民体育館などの空調設備の設備費用として使うように今のところ考えて おります。

以上で、答弁を終わります

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） はい。内容については今、総務課長のほうから説明が ございました。貴重な基金で ございますので、有効に使っていただければと思います。私の質問は終わります。

○議長（森田義雄君） 他に質問は ございませんか。ないということですので、これにて質疑を終結 します。

これより討論に入ります。討論は ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結 します。

これより採決に入ります。お諮り します。

認定第1号 令和5年度嘉島町一般会計歳入歳出決算については、認定することにご異議 ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定 しました。

認定第2号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑は ありませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） おはようございます。令和5年度の国民健康保険医療費についてでございますが、この医療費の中で皆さん方に成果調書というものが配付されております。この成果調書によりますと、被保険者1人当たりの医療費は50万円を令和5年度の決算では超えたということでございます。

私がやはり、これから先のことをいろいろ懸念します中で過去の医療費の経緯はどうだったのかなというようなこともありますものですから、このことについてお知らせをしていただきたいと思います。お願いいたします。

○町民保険課長（吉本博志君） 議長。

○議長（森田義雄君） 吉本町民保険課長。

○議長（森田義雄君） おはようございます。町民保険課長の吉本でございます。8番 増岡議員の質疑にお答えします。

増岡議員がご指摘の通り、令和5年度の国民健康保険被保険者1人当たりの医療費は約50万円であり、過去5年の推移を見ますと、令和元年度から令和3年度にかけては1人当たり40万円強の金額で推移していたものが、令和4年度は約46万円、令和5年度には約50万円と右肩上がりです。上昇している状況ですが、時期をさらに遡りますと平成29年度から30年度にかけても45万円を超えた状況にありました。

その後、コロナ禍での受診控え等により、それ以前と比べて少ない金額で推移していたため、昨年度はコロナ禍以前の状況に戻ったとみることができます。

以前からの傾向として、本町ではメタボの該当者や予備軍に該当する人の割合が高く、そのことが脳や心臓、腎臓等の病気等による高額な医療費につながっているため、今年3月に作成した第3期保健事業実施計画（通称：データヘルス計画）に基づきまして、検診受診率の向上と保健指導等による生活習慣病対策に努め、将来の医療費削減につなげたいと考えています。以上になります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） ありがとうございます。ただいま担当課長の方からお話がありましたように、今年の3月に第3期保健事業実施計画、データヘルス計画によって、これから疾病の予防に努めていくということでございます。しっかり対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森田義雄君） 他に質疑はございませんか。ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第2号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第3号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第3号 令和5年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第4号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第4号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第5号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第5号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第6号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

認定第7号 令和5年度嘉島町下水道事業会計決算については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議員派遣の件について

○議長（森田義雄君） 日程第2 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び嘉島町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から、次期定例会までの間における議員派遣につきましては、お手元に配付のとおりです。

なお、議員派遣に関して、日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。また、緊急を要する場合は、必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣一覧表のとおり、派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（森田義雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました「事務の調査」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。しばらくお待ちください。

ただいま、町長から議案第48号 上益城消防組合理約の一部変更についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） よって、議案第48号は追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議案第48号 上益城消防組合理約の一部変更についてを議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。

議案第48号 上益城消防組合理約の一部変更について、地方自治法第286条第2項の規定により、上益城消防組合理約の一部を次のように変更する。

令和6年9月6日提出 嘉島町長 鍋田 平

上益城消防組合理約の一部を変更する規約

上益城消防組合理約の一部を次のように変更する。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる臨時又は一時的な経費に係る負担金については、前項の規定に関わらず関係町の協議により管理者が別に定める。

(1) 蘇陽出張所の施設改修に係る経費

(2) 蘇陽出張所に係る維持管理等費

(3) 蘇陽出張所の通信指令設備関係更新に係る経費

附 則 この規約は、令和6年11月1日から施行する。

提案理由 一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。よろしく願います。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。

議案第48号 上益城消防組合理約の一部変更についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○10番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○10番（境野隆文君） おはようございます。ただいま町長の方より提案されました、上益城消防組合理約の一部変更ということですが、この中の議員の中にも消防組合の議員さんがいらっしゃっておりますので、当然承知のうえだと思っておりますが、前回まで私も消防組合の議員でありました。そういった中で、この一部変更される中に蘇陽出張所の施設改修に係る経費等のあたりが問題になってくるんじゃないかと思っております。

と、申しますのが私が消防組合のときに決定した事案が山都消防署を新しく建て替えて高規格の消防署に変更する、新しく建て替えをするということでございました。そういった中で委員会を設置し、いろんな協議をしたところでありますが、蘇陽出張所には「5年毎に見直しながらやっていこうということが決定された」と思っております。そういった中で消防組合の議員さんから、お話をお伺いしたところ「今度の改修費用に約5,000万ほどかかる」と。果たしてその5,000万が正しい金額なのか、そここのところをもうすこし煮詰めていただきたいなと思っております。これはまた消防議会のほうで川野議員さん、満田議員さん

が組合議員ですので、また意見を出してもらいたと思いますが、副管理者である鍋田町長のほうからも、その金額が見合う金額なのかどうかというものをもう一度確認していただければと思っておりますので、そこのところをお願いいたしまして質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 境野議員のご指摘のとおりでございます。当初は統合というかたちで話が進んでおりましたが、蘇陽地域の方から存続してほしいというような署名活動が起こりまして変更になったわけですが、今、境野議員が言われたことは組合会議の中でも十分に伝えて、できるだけ負担がないようにと考えておりますので、またご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森田義雄君） 他に質疑はございませんか。なれば、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第48号上益城消防組合規約の一部変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

以上で、本定例会の会議に付されました案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

これにて、令和6年第3回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員